

条例の点検・見直しシート

| | | | | | |
|--------------------------------------|--|---|--------------|--|-----|
| | | 作 成 年 月 日 | 平成24年6月25日 | | |
| 条例の題名 | 三重県人事委員会設置条例 | | 公 布 日 | 昭和26年6月4日 | |
| 条 例 番 号 | 昭和26年三重県条例第21号 | | 直 近 改 正 日 | なし | |
| 所管部局課 | 人事委員会事務局 | | 電 話 番 号 | 059-224-2930 | |
| 条例の概要 | 地方公務員法の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第1項の規定に基づき、三重県人事委員会を設置することを定めるものである。 | | | 条例の 類型 | 委任型 |
| 視点 | 項 | 目 | 回 答 | 検 討 内 容 | |
| 必 要 性 | | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | はい | 地方公務員法第7条第1項の規定に基づき、地方公務員法の完全な実施を確保するための機関として条例で定めることが必要であり、地方公務員法の適正な運用を図るための機関として、現在でも妥当性を有している。 | |
| | | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | 該当なし | | |
| | | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | 該当なし | | |
| | | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | 該当なし | | |
| | | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。 | はい | 地方公務員法第7条第1項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。 | |
| 適 法 性 | | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | はい | 地方公務員法第7条第1項 | |
| | | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。 | はい | | |
| | | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | 該当なし | | |
| 有 効 性 | | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | はい | 人事委員会を設置する旨と委員について、各条で定めており、整合は図られている。 | |
| | | 条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。 | はい | | |
| | | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | はい | | |
| | | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | はい | 地方公務員法第7条第1項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。 | |
| 効 率 性 | | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | はい | | |
| | | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | はい | | |
| | | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | | |
| 公 平 性 | | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | | |
| | | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | はい | | |
| | | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | はい | | |
| そ の 他 | | 条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | 該当なし | | |
| | | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | | |
| 点 検 ・ 見 直 し 結 果 | 理 由 | 特 記 事 項 | 見直しに関する規定の有無 | 有効期限に関する規定の有無 | |
| | | | | 無 | 無 |
| | 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えるが、一部の語句について適時性の面からの整理を行いたい。 | | | | |